田辺市周辺衛生施設組合議会定例会会議録

○　招集　　令和７年 11 月 17 日（月）
　　第３回田辺市周辺衛生施設組合議会定例会が、清浄館において招集された。

○　開会　　令和７年 11 月 17 日（月）午前 9 時 55 分

○　閉会　　令和７年 11 月 17 日（月）午前 10 時 22 分

○　出席議員の氏名は次のとおりである。　（８名）

１ 番　山本　竜児　議員
２ 番　笠松　美奈　議員
３ 番　加藤　喜則　議員
４ 番　谷　　貞見　議員
６ 番　佐井　昭子　議員
７ 番　棒引　　清　議員
８ 番　宮﨑　繁幸　議員
９ 番　永井　幸喜　議員

○　欠席議員の氏名は次のとおりである。　（１名）

５ 番　柳瀬　理孝　議員

○　説明のため出席した者の職氏名は次のとおりである。

田辺市周辺衛生施設組合	真砂　充敏	管理者
田辺市周辺衛生施設組合	山本　秀平	副管理者
田辺市周辺衛生施設組合	岡本　裕文	会計管理者
田辺市周辺衛生施設組合	山本　紳次	監査委員
事務局	早田　　斉	局長
事務局	鈴村　益男	次長
事務局	亀田　史和	主任
田辺市廃棄物処理課	井澗　伴好	課長
みなべ町生活環境課	阪口　好文	課長

○　　職務のため議場に出席した者の氏名は次のとおりである。

事務局　　木下　宣明　主査

令和７年第３回田辺市周辺衛生施設組合議会定例会

議　　事　　日　　程

１　開会日時　令和７年 11 月 17 日（金）午前９時 55 分

２　開会場所　田辺市周辺衛生施設組合　清浄館

３　日　　程

日程第１　　会議録署名議員の指名

日程第２　　会期の決定

日程第３　　３定議案第１号
令和６年度田辺市周辺衛生施設組合一般会計歳入歳出決算について

日程第４　　３定議案第２号
監査委員の選任につき同意を求めることについて

（開会　午前９時55分）

佐井議長

皆さん、おはようございます。

それでは、地方自治法第113条の規定による定足数がありますので、ただいまから、本日招集の令和７年第３回田辺市周辺衛生施設組合議会定例会を開会いたします。

日程に入るに先立ち、管理者から本定例会招集の挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可いたします。真砂充敏管理者。

真砂管理者

議長、番外。管理者真砂。

皆様、おはようございます。

本日、令和７年第３回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用の中をご参集いただき、誠にありがとうございます。

また、平素から、当組合の運営につきまして、各般にわたり多大なご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、清浄館は事業開始から今年で31年目を迎え、皆様のご協力により順調に施設運営を続けており、地域の方々にも、生活に欠かすことの出来ない施設として御理解をいただいているところであります。

また今年度は、延命化計画及び循環型社会形成推進地域計画の策定を実施しておりまして、今後も長期的に安定した適正処理を続けていくことが出来るよう努めてまいります。

隣接する公園「わらべの里」につきましても、現在、多くの皆様にご利用頂いており、引き続き、住みよい生活環境を維持していくため、安全で適切な施設の管理運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

本日の定例会におきましては、令和６年度組合一般会計決算及び監査委員の任期満了に伴う選任同意につきまして、ご審議をお願いするものでございます。

ご賛同を賜りますよう、お願いを申し上げまして、招集にあたってのご挨拶とさせていただきます。

佐井議長

それではお手元に配布の日程により、本日の会議を開きます。

５番　柳瀬理孝議員から、欠席の届け出があります。

それでは、議事日程のとおりに進めてまいります。

日程第１・「会議録署名議員の指名」を行います。会議規則第89条の規定により、本定例会の会議録署名議員として、２番笠松美奈議員、３番加藤喜則議員、以上２人を指名いたします。

次に、日程第２「会期の決定」を上程いたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日１日間と決定いたします。これに、異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

佐井議長

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日１日間と決定いたしました。

続いて、日程第３・３定議案第１号「令和６年度田辺市周辺衛生施設組合一般会計歳入歳出決算について」を上程いたします。

提出者の説明を求めます。真砂充敏管理者。

真砂管理者

議長、番外。管理者真砂。

３定議案第１号令和６年度田辺市周辺衛生施設組合一般会計歳入歳出決算につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第233条第３項の規定により議会の認定をお願いするものであります。

詳細につきましては、事務局から説明いたさせますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

佐井議長

続いて補足説明を求めます。亀田史和事務局主任。

亀田事務局主任

番外、それでは私の方から、令和６年度田辺市周辺衛生施設組合一般会計歳入歳出決算及び業務報告について、説明いたします。

まず、決算からご説明しますので、議案書の２ページをお願いします。

座って説明します。

歳入の収入済額は、合計２億8,558万8,404円です。

次に３ページをお願いします。歳出の支出済額は、合計２億6,892万3,264円です。歳入歳出差引残額は、1,666万5,140円です。

それでは初めに、歳入をご説明しますので、４ページをお願します。歳入は分担金及び負担金、財産収入、繰越金、諸収入に分かれています。

分担金及び負担金について、当初予算額は２億5,847万9,000円です。

負担金の内訳をご説明いたします。組合運営費負担金2,664万7,000円は、歳出の議会費、施設整備基金積立金を除く総務費、予備費に充当するための負担金でありまして、30％が均等割、70％が令和４年度の収集量割で構成されており、この収集量割は田辺市が87.48％、みなべ町が12.52％です。各市町の負担金額につきましては、田辺市2,031万4,607円、みなべ町が633万2,393円です。

施設整備基金負担金4,478万8,000円は、歳出の総務費施設整備基金積立金に充当するための負担金でありまして、５％が均等割、95％が令和４年度の収集量割で構成されています。内訳は、田辺市3,834万1,215円、みなべ町が644万6,785円です。

し尿処理費負担金１億8,704万4,000円は、歳出のし尿処理費に充当するための負担金でありまして、全て令和４年度の収集量割で構成されています。内訳は、田辺市１億6,362万6,091円、みなべ町が2,341万7,909円です。負担金の合計は２億5,847万9,000円です。

５ページをお願いします。財産運用収入 13 万 3,556 円は、施設整備基金積立金に係る定期預金の利子収入です。次の前年度繰越金は 2,692 万 346 円です。なお、前年度の一般会計歳入歳出決算の認定後に、施設整備基金へ繰越金を合わせて積立てるため予算補正しています。

次に６ページをお願いたします。諸収入は５万 5,502 円で、雇用保険料個人負担分や自動販売機手数料が主なものです。以上、歳入合計、収入済額は２億 8,558 万 8,404 円です。

続いて歳出の明細をご説明します。

７ページをお願いします。まず議会費です。当初予算額は 19 万円、支出済額は９万 9,297 円、不用額は９万 703 円です。歳出の内訳につきましては、組合議員皆様方の報酬、総合事務組合負担金です。

次に８ページをお願いします。８ページの総務費です。一般管理費予算額は当初予算額が 7,058 万円、補正予算額は 2,691 万 9,000 円、合計 9,749 万 9,000 円、支出済額は 9,668 万 6,938 円、不用額は 81 万 2,062 円です。なお、補正予算につきましては、前年度繰越金を総務費の施設整備基金へ積立てるために行ったものです。

一般管理費の内訳をご説明いたします。報酬 12 万 500 円につきましては、特別職４名分の報酬です。給料 1,189 万 8,300 円につきましては、職員３名分の人件費です。なお、共済費から９万 4,322 円、旅費から 19 万 1,978 円流用しています。職員手当等 565 万 5,370 円につきましても、職員３名分の人件費で、共済費から 5,165 円、旅費から２万 4,418 円、委託料から 787 円流用しています。これは人事院勧告により給料表の改訂額が大幅な上昇となったことから、予算不足となり流用したためです。

続きまして９ページをお願いします。共済費 359 万 7,657 円につきましても、職員３名分の共済費負担金、雇用保険料です。なお、給料へ９万 4,322 円、職員手当等 5,165 円へ流用しています。

報償費 47 万 8,000 円につきましては、敷地内及び公園周辺の除草、剪定、消毒作業に係る謝礼金です。なお、作業は地元北長町内会の有志の方々や長く公園等の管理に携わっていただいている方々にお願いしています。

旅費９万 5,860 円につきましては、県外のし尿処理施設への視察が主なものです。なお給料へ 19 万 1,978 円、職員手当等へ２万 4,418 円流用しています。

交際費につきましては、支出はありません。

需用費 91 万 3,225 円につきましては、事務棟及び公園等の管理における消耗品費、薬剤費、施設修繕料が主なものです。その中で、施設修繕料 40 万 1,500 円につきましては、主に公園内の看板取替修繕に要した経費になります。

役務費 33 万 1,537 円につきましては、通信費、各種保険料が主なものです。

続きまして 10 ページをお願いします。委託料 134 万 7,139 円につきましては、警備保障管理委託料等施設の維持管理に必要な各種委託料になります。

使用料及び賃借料 40 万 4,674 円につきましては、電話機器や複写機の借料、通信ネットワーク利用料が主なものです。

原材料費については、支出はありません。

負担金補助及び交付金 2,774 円につきましては、非常勤職員公務災害補償分に係る総合事務組合負担金です。

積立金 7,184 万 1,902 円につきましては、令和２年度に開始した施設整備基金への積立金です。なお、当初予算額に前年度の繰越金を予算補正し、合わせて積立てています。

次に 11 ページをお願いします。衛生費です。し尿処理費当初予算額は１億 8,704 万 4,000 円、支出済額は１億 7,213 万 7,029 円、不用額は 1,490 万 6,971 円です。

し尿処理費の内訳をご説明します。需用費１億 1,270 万 9,453 円につきましては、し尿を処理する上で必要な光熱水費、薬剤費、施設燃料費と、施設の整備等に必要な消耗品費、施設修繕料が主なものです。

施設修繕料 5,270 万 9,580 円につきましては、処理機器定期修繕 4,594 万７千円と定期以外の修繕 676 万 2,580 円を合わせた費用です。

なお、処理機器定期修繕につきましては、長寿命化総合計画の整備計画に基づき実施しており、さらに、運転管理業者が常に設備機器の状態を確認することで、精度の高い整備を行うことができています。

また不用額 1,452 万 6,547 円につきましては、近年の世界情勢による原油や原材料費等の高騰を見込んで、薬剤費や施設修繕料など予算計上してまいりましたが、発注時期の見直しにより薬品の発注量を抑えたことや入札等により支出が抑えられたことから、多額の不用額が発生したものです。

次に 12 ページをお願いします。役務費 95 万 2,676 円につきましては、水質検査手数料、ダイオキシン類濃度等測定分析手数料が主なものです。

委託料 5,847 万 4,900 円につきましては、施設の運転管理などし尿処理に必要な業務委託の関連費用です。主なものをご説明しますと、貯留槽等清掃業務委託料 460 万 3,500 円につきましては、受入槽、貯留槽等に堆積する砂、砂利を取り除くことで、ポンプ等の設備機器が故障するのを防ぐため年３回行うものでありまして、清掃・運搬を含めた処分費用です。

施設運転管理業務委託料 5,170 万円につきましては、し尿処理施設の運転管理を委託している費用です。業務内容はし尿等の受入対応、水処理や焼却処理の運転操作・機器の監視や保守点検・水質試験・公園管理等の多岐にわたる業務で、従業員６名で管理しており、その人件費や技術経費及びその他経費です。

次に 13 ページをお願いします。予備費の支出はありません。以上、歳入合計は２億 6,892 万 3,264 円です。

続きまして、14 ページをお願いします。地方自治法施行令第 166 条第２項に規定する実質収支に関する調書で、実質収支額は 1,666 万５千円です。

次に 15 ページをお願いします。財産に関する調書で、土地建物に変更はありません

次に 16 ページをお願いします。物品及び基金です。物品は変更ありません。基金は 7,184 万 1,902 円増加しています。

次に17ページをお願いします。決算審査意見書であります。令和７年８月22日（金）に清浄館において、山本紳次監査委員、棒引清監査委員に予算執行関係書類等の審査をいただきました。

以上で、令和６年度一般会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

引き続き、関連がございますので、令和６年度の業務報告を簡単にさせていただきます。

業務報告の１ページをお願いします。１ページから２ページにかけましては、組合概要と決算概要を記載しています。決算概要については、先程、歳入歳出決算で説明いたしましたので省略させていただきます。

次に３ページから４ページにかけましては、組合の業務概要と議会に関する事項です。４ページの表４－２には、組合議会の開会と付議された事項を記載しています。令和６年度は、２回の定例会を開催しております。

次に４ページから６ページにかけましては、監査に関する事項になります。５ページの表５－２には、監査等の実施状況でありまして、例月出納検査、令和６年度一般会計歳入歳出決算審査、定期監査について、実施日及びその内容や結果を記載しています。定期監査につきましては、調書や関係書類を確認して頂いております。

６から７ページは、職員組織に関する事項です。

次に８ページをお願いします。し尿処理に関する事項です。令和６年度の月別し尿等搬入量です。し尿等とは、「し尿と浄化槽汚泥を合わせたもの」でありまして、年間搬入量は、３万6,047kℓとなっております。搬入量を、土・日・祝日を除く、搬入日数242日で割りますと、１日平均58台約149 kℓの搬入となります。し尿と浄化槽汚泥の割合は、し尿が14.15％、浄化槽汚泥が85.85％となっています。

続いて９ページの表７－２には、市町別、年度別し尿等の搬入状況を記載しております。令和６年度の各市町別搬入量の構成比率は、田辺市が87.42％、みなべ町が12.58％です。田辺市の搬入量は前年度より343kℓ減少していますが、過去５年間では、し尿は減少傾向、浄化槽汚泥は増加傾向にあります。みなべ町の搬入量は前年度より63kℓ増加していますが、過去５年間では、し尿は減少傾向、浄化槽汚泥はほぼ横ばいになります。

次に10ページの表７－３をお願いします。し尿処理の状況について、搬入されたし尿等に施設内で使用する洗浄水等のプロセス用水が加わったものが処理量になります。令和６年度の処理量合計は3万8,206kℓです。年間365日で割りますと、１日平均105kℓの処理となりますが、実際には日や月によって搬入量の増減があり、また、浄化槽汚泥の性状の違いもありますので、毎日の処理量については、運転管理業者が省エネ運転に心掛け工夫しながら対応しています。表の右側には、放流水質を記載しておりまして、全ての項目において、表７－４に記載しています国の基準値及び清浄館独自の排水基準値を下回った数値となっています。

11ページには、ダイオキシン類濃度等各種測定分析結果を記載しています。ダイオキシン類濃度は年１回、ばいじん濃度は年２回、水銀濃度は年２回、それぞれ測定分析を行っており、結果については、すべて基準値内で適正に処理されています。

次に 12 から 13 をお願いします。表７－８には、し尿処理経費を年度別に過去５年間分、記載しております。現在は処理能力より少ない搬入量のため、施設を無理なく運転することが出来ており、また省エネ運転や長寿命化総合計画に基づいた計画的な定期修繕を実施し、経費削減に努めています。

表７－９には、令和６年度経費の詳細を記載しています。内容につきましては、先ほど決算書で説明しましたので省略させていただきます。

表７－10 には、住民１人当たりのし尿処理経費を記載しておりまして、歳出合計を組合の対象人口で割りますと、１人当たりの単価は 2,968 円となります。表７－11 には、１kℓ当たりの維持管理経費を記載しています。歳出合計を搬入量で割った１kℓ当たりの単価は、5,467 円となります。経費の算出方法については、各自治体・組合において若干の違いがあり、一概には言えませんが、どちらも全国の平均単価より少ない経費を維持しています。

以上で令和６年度の歳入歳出決算及び業務報告を終わらせていただきます。

ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

佐井議長

事務局の説明が終了いたしました。引き続き、監査委員の意見を求めます。山本紳次監査委員。

山本監査委員

はい。

それでは、私のほうから監査報告をさせていただきます。議案書の 17 ページを御覧ください。審査は、去る８月 22 日、棒引監査委員と御一緒に、清浄館におきまして、令和６年度の一般会計歳入歳出決算書及び関係書類を慎重に審査し、必要に応じて、事務局の説明を聴取いたしました。

その結果、決算計数は、会計管理者保管の諸帳簿と符合し、正確でございました。なお、予算の執行状況につきましても適正なものと認めました。以上、監査報告といたします。

以上でございます。

佐井議長

以上をもって、事務局の説明並びに監査委員の意見の報告が終了いたしました。これより、質疑にはいります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

佐井議長

それでは質疑なしと認めます。これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

佐井議長

討論なしと認めます。それでは、お諮りいたします。３定議案第１号は、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

佐井議長

異議なしと認めます。よって３定議案第１号は、原案のとおり認定されました。

佐井議長

続いて、日程第４・３定議案第２号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」を上程いたします。

事務局から資料を配付いたしますのでしばらくお待ちください。

（事務局資料配布）

佐井議長

それでは提出者の説明を求めます。

真砂充敏管理者。

真砂管理者

議長、番外、管理者真砂。

ただいま上程されました議案は、識見を有する者のうちから選任いたしております山本紳次監査委員の任期が、令和７年 11 月 28 日をもって満了いたしますので、引き続き、同委員として選任いたしたく、地方自治法第 292 条において準用する同法第 196 条第１項の規定に基づき同意をお願いするものであります。

住所、氏名、生年月日でありますが、田辺市文里一丁目４番 12 号、山本紳次、昭和 35 年３月 17 日生まれ、65 歳でございます。

以上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

佐井議長

提出者の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

佐井議長

質疑なしと認めます。

この場合、本件につきましては、直ちに採決に入ります。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

佐井議長

異議なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

３定議案第２号は、これに同意することに、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

佐井議長

異議なしと認めます。

よって、３定議案第２号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、これに同意することに決しました。

ただいま、同意されました山本紳次監査委員から、挨拶のため、発言を求められておりますので、これを許可いたします。山本監査委員。

山本監査委員

はい。

ただいま真砂管理者から、本組合の監査委員としてご指名をいただき、ただいま、議員の皆様に御同意を賜りまして、引続き監査委員に就任することとなりました。心より御礼を申し上げます。今期におきましても、この重要な監査業務を厳正に執行してまいりたいと存じますので、皆様のご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願いを申し上げまして、簡単ではございますけども、就任の御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いしておきます。以上です。

佐井議長

以上をもちまして、本定例会に付議された議案は、すべて終了いたしました。他に、発言等ございませんか。

（「なし」の声あり）

佐井議長

それでは、これをもちまして本日招集の令和７年第３回田辺市周辺衛生施設組合議会定例会を閉会いたします。

（午前 10 時 22 分）